諮問日：令和８年４月２７日（令和８年度（情）諮問第７号）

答申日：令和８年１０月１９日（令和８年度（情）答申第４６号）

件　名：京都家庭裁判所における特定年以降に裁判官の職務に関し裁判所法８２条に基づいて出された不服申立ての存在及び内容が分かる司法行政文書の一部不開示の判断に関する件

答　　申　　書

第１　委員会の結論

「京都家庭裁判所において、令和元年以降、裁判官の職務に関して、裁判所法８２条に基づいて出された不服申立の存在及び内容が分かる司法行政文書の全て」の開示の申出に対し、京都家庭裁判所長が、別紙記載の各文書（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第２　事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第２に定める開示の申出に対し、京都家庭裁判所長が令和８年３月１８日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第１１の１に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第１１の３に定める諮問がされたものである。

第３　苦情申出人の主張の要旨

裁判官や弁護士の氏名は公にされている情報であり、原判断が不開示の理由とする個人識別情報の大半は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）５条１号ただし書イ又はハに該当する。これらの情報は、法５条６号の規定の開示により行政機関の事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼす理由がない。

第４　最高裁判所事務総長の説明の要旨

１　別紙記載１の文書（以下「本件対象文書１」という。）の原判断において不

開示とした部分のうち、決裁者の印影は、法５条１号に規定する個人識別情報に相当するほか、裁判所法８２条の不服申立人及び同不服申立の対象者の氏名等の情報は、一体として同号に規定する個人識別情報に相当し、かつ、公表されておらず、公にすることが予定されている情報にも当たらないため、同号ただし書イに相当せず、その他同号ただし書ロ及びハに相当する事情も認められない。

また、本件対象文書１には、上記不服申立に対する裁判所の対応方針の検討内容やその結果等に関する情報が記載されており、これらの情報を公にすると、司法行政上の監督権の行使や人事上の措置にかかる運用や検討過程が明らかになり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるから、法５条６号ニに定める不開示情報に相当する。

２　別紙記載２の文書（以下「本件対象文書２」という。）の原判断において不開示とした部分のうち、供覧者の印影は、法５条１号に規定する個人識別情報に相当するほか、裁判所法８２条の不服申立人及び同不服申立の対象者の氏名等が記載されており、これらの情報は、法５条１号に規定する個人識別情報に相当し、かつ、公表されておらず、公にすることが予定されている情報にも当たらないため、同号ただし書イに相当せず、その他同号ただし書ロ及びハに相当する事情も認められない。

３　さらに、本件対象文書１及び２の原判断において不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）の情報は、その内容からして、一体のものとして特定の個人を識別することができる記述と言わざるを得ず、公にすることにより個人の権利利益が害されるおそれがあることから、取扱要綱記第３の２による部分開示をすることも相当ではない。

４　これに対し、苦情申出人は、裁判官や弁護士の氏名は公にされている情報であり、原判断が不開示の理由とする個人識別情報の大半は、法５条１号ただし書イ又はハに該当し、これらの情報は、法５条６号の規定の開示により行政機

関の事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼす理由がない旨主張するが、本件不開示部分が不開示情報に該当する理由は上記のとおりである。

第５　調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

①　令和８年４月２７日　　諮問の受理

②　同日　　最高裁判所事務総長から理由説明書を収受

③　同年７月３１日　　本件対象文書の見分及び審議

④　同年９月１８日　　審議

第６　委員会の判断の理由

１　本件対象文書を見分した結果によれば、本件不開示部分には、決裁者又は供覧者の印影、裁判所法８２条の不服申立人及び同不服申立の対象者の氏名並びに不服申立の内容等、同不服申立に対する裁判所の対応方針の検討内容やその結果等が記載されている。

まず、本件不開示部分のうち本件対象文書１の決裁者の印影及び本件対象文書２の供覧者の印影は、いずれも法５条１号に定める個人識別情報に相当すると認められ、同号ただし書イからハまでに相当する事情があるとは認められない。

次に、本件不開示部分のうち本件対象文書１及び２の裁判所法８２条の不服申立人及び同不服申立の対象者の氏名並びに不服申立の内容等は、文書ごとに、氏名等の特定の個人を識別できることとなる部分又はこれを含むものとして同号に定める個人識別情報に相当すると認められる。そして、これらの情報が公表されたとは認められず、公にすることが予定されている情報に当たるとも認められないから、同号ただし書イに相当しない。また、公務員等の職務の遂行に係る情報であって当該公務員等の職又は当該職務遂行の内容に係る部分に当たる情報は記載されておらず、その他同号ただし書ロ又はハに相当する事情があるとも認められない。なお、これらの情報は、その記載内容に照らし、取扱

要綱記第３の２による部分開示が相当な情報にも該当しない。

さらに、本件不開示部分のうち本件対象文書１の不服申立に対する裁判所の対応方針の検討内容やその結果等に関する情報は、公にすると、司法行政上の監督権の行使や人事上の措置にかかる運用や検討過程が明らかになり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるから、法５条６号ニに規定する不開示情報に相当すると認められる。

２　以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法５条１号又は６号ニに規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長　髙橋　滋

委員　長戸雅子

委員　川神　裕

別紙

１　令和５年７月１３日付け「懲戒請求について」と題する決裁票一式

２　令和６年１０月１５日付け「御連絡」と題する供覧票一式